

独立行政法人勤労者退職金共済機構令和3事業年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、2020（令和2）年3月26日付けをもって厚生労働大臣から変更認可を受けた独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（第4期）に定めた事項を実施するため、同法第31条の定めるところにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構令和3事業年度計画（計画期間令和3年4月1日から令和4年3月31日）を次のとおり定める。

2021（令和3）年3月31日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 水野 正望

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I 退職金共済事業

1 一般の中小企業退職金共済事業

(1) 資産の運用

① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。

i) 基本ポートフォリオの見直し

最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、その見直しを行う。

② 健全な資産運用等

イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。

i) 資産運用企画会議の開催

資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。

ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。

また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。

i) 「資産運用委員会」への報告

四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。

ii) 情報公開

業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。

iii) 厚生労働省への情報提供

付加退職金制度、予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。

ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

① 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策

被共済者について、中退共制度に加入していることの認識を高めるとともに未請求者に請求を促すため、令和3年度においては、以下の取組を行う。

イ 共済契約者に対する働きかけ

i) 加入時に、被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知する「加入通知書」を必ず配布するよう要請する。

ii) 年1回、被共済者ごとの「加入状況のお知らせ」を送付し、被共済者に配付するよう要請する。

iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」へ被共済者の住所を必ず記入するよう要請する。

ロ 退職者に対する働きかけ

未請求者に対し、退職後3か月経過後、2年経過直前、3年経過直前及び5年経過直前のタイミングで請求手続を要請する。なお、前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所情報を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。

ハ その他の取組

- i) 住所不明者について、個人番号等を活用し住民基本台帳ネットワークにより把握した住所情報を用いて請求手続を要請する。
- ii) 上記取組について、成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。

② 共済契約者及び被共済者への周知・調査、分析

引き続き、未請求者縮減のための周知広報施策として、以下の取組を行う。

イ 周知の徹底等

- i) 新規契約申込書で事業所名をホームページへ掲載することに承諾を得られた共済契約者の事業所名を適宜更新する。
- ii) ホームページに常時掲載している未請求に関する注意喚起については、見直しの可否を継続的に検討し、必要があれば見直しを行う。
- iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。

ロ 調査、分析

共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）並びに退職金未請求者等に対するアンケート調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の取組に活用する。

(3) 加入促進対策の効果的実施

① 加入促進対策の実施

中退共制度を知らない企業の調査等により加入勧奨対象を的確に把握することや、地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うことなどにより、効率的かつ効果的に以下の加入促進対策を実施する。

中退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。

令和2年度に実施した中退共を導入していない企業者へのインターネットアンケート調査の結果を活用し、加入勧奨対象の的確な把握および関係事業主団体等との連携強化等を検討した上で、より効果的な事業推進施策を実施する。

また、調査方法についても、前年度の結果を踏まえ、方法、対象、時期などの適否を検討し、所要の改善を加え調査を実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

- i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレットを配布するとともに、令和2年度に行った周知広報キャンペーンの結果も活用し、ポスターやホームページ、マスメディア、インターネット広告等を総合的・有機的に組み合わせ、

より効果的かつ効率的な中退共制度の周知広報を実施する。

- ii) パンフレット・ポスター等の広報資料の内容について、期待する役割を明確化し、訴求対象、訴求内容を意識した見直しを行う。
- iii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への中退共制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 個別事業主に対する加入勧奨等

- i) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が委嘱した普及推進員等も活用し、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨（普及推進員1人あたり平均月15回以上）として以下の取組を行う。

職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施するほか、未加入事業所を対象とした機構主催の制度説明会・個別相談会をWEB会議システムも活用して開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対し、適時適切なフォローアップを実施し、新規加入の後押しと、追加加入手続の促進を図る。

- ii) 機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り個別事業主に対する加入促進として以下の取組を行う。

既加入事業主に対し、追加申込書を配布するなどして追加加入手続を促進する。

厚生労働省の支援を得つつ、関係機関等との連携の下、全国的な加入促進活動を展開するとともに、大都市（首都地域、東海地域及び近畿地域）については重点的な加入促進施策を実施する。

今後とも高い成長が見込まれる分野及び未だ加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体の協力も得て、加入勧奨を行う。

地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、加入勧奨への協力を要請する。

ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

- i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の周知広報及び加入勧奨を行う。
- ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。
- iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報活動への協力を要請する。
- iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催するベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼する一方、当機構でも

同機構等からの同様の要請に応じるなど、関連機関と協力して制度の周知広報活動を実施する。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、次のような活動を行う。

- i) 広報媒体を総合的・有機的に組み合わせ、集中的に展開することで、より効果的かつ効率的に周知広報活動等を実施する。
- ii) 周知広報活動等の実施結果を検証し、翌年度における内容改善施策を策定する。
- iii) 6月をサブ月間と位置づけ、関係機関等に対して加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

地方公共団体等に対し、独自の掛金の助成・補助制度の導入・拡充を働きかける。その際の説得材料とするため、独自の掛金の助成・補助制度導入の効果について分析する。

② 加入促進対策の検証と見直し

加入促進対策については、下記のとおり、継続的に効果の分析・検証を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを実施する。

ホームページや相談センター、各コーナーに寄せられた意見・要望及び各種アンケート等による意見・要望、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体等からの機構の業務運営に対する意見・要望等を積極的に収集し、加入促進対策に活用する。

制度説明会については、集客状況や参加者の加入割合等を踏まえ、開催場所や頻度、時期等について適否を検討し、必要に応じて見直しを行う。

なお、WEB会議方式による制度説明会を工夫しながら活用し、参加者の裾野拡大やニーズに応じた機動的で柔軟な開催を図る。

普及推進員等との情報共有のあり方についても、費用対効果、効率性の観点から見直しを行い、改善可能であれば実施する。

事業主団体等から加入促進活動の状況について情報を収集・分析し、適宜関係者と情報を共有すると共に、必要に応じて対策を講じる。

③ 加入目標数

令和3年度に新たに加入する被共済者数の目標を、32万5,000人以上とす

る。

(4) サービスの向上

① 業務処理の効率化

イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その進捗管理と見直しを行う。

また、ホームページについては、閲覧者の利用向上を図ることを目的に、抜本的な刷新を行い、令和3年度中に更改するための手続を進める。

ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から18業務日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間を除く。）に退職金を全数支給する。

② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等

イ

i) 加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図りホームページ等のQ&Aに反映する。

ii) ホームページ閲覧者の評価や要望なども活用し、ホームページコンテンツの一層の充実を図る。

iii) ホームページ閲覧者の満足度（参考になった割合）を80%以上とするとともに、アクセス件数を115万件以上とする。

ロ 相談業務については、相談者の満足度や意見・要望を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターについては、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行うとともに、ワンストップサービスの充実を図る。

ハ 平成30年5月から施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となったこと等について、引き続き周知に努めるとともに、相談や問合せに対して適切に応じる。

③ 積極的な情報の収集及び活用

イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体や有識者等から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。

ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、中退共事業に対する要望・意見等を随時調査する。

ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、サービス向上を図る。

2 建設業退職金共済事業

(1) 資産の運用

① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保する。

i) 基本ポートフォリオの見直し

最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、財政検証の結果を勘案し、見直しを行う。

ii) 給付経理と特別給付経理の合同運用の実施を検討する。

iii) 運用受託機関（マネジャー・ストラクチャー）の構成、募集・評価方法等の見直しについて検討を行う。

② 健全な資産運用等

イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。

i) 資産運用企画会議の開催

資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。

ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。

また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。

i) 「資産運用委員会」への報告

四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。

ii) 情報公開

業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。

iii) 厚生労働省への情報提供

予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。

ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組等

建退共事業における過去3年以上手帳更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。

① 長期未更新者数の縮減等のための取組

イ 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。

ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。

また、住所情報を把握していない被共済者について、最終更新契約者に対し住所情報提供を依頼する。

ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステ

ムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。

ニ 被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち75歳に達した者で、かつ住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。

70歳に達した者に対しては、掛金納付状況等の通知を行う。

さらに、生年月日未設定の者等に対し、手帳更新時に個別の点検を実施するとともに未設定者については画像情報と照合し情報を補正する。

ホ ハの要請（平成31（令和元）事業年度実施）から2年経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金の請求等の手続を取るよう要請する。

へ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複の有無を確認する。確認の結果、重複があるときは、これを解消するとともに、追加支給を行い、退職金の支給漏れを防止する。

ト 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。

チ 新聞、ホームページその他の幅広い広報媒体を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

リ マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。

② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

イ 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない全ての共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請する。

ロ 専門誌、広報誌等を通じて共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行う。

ハ 加入・履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して周知を徹底する。

(3) 加入促進対策の効果的实施

① 加入促進対策の実施

建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。

建退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。

イ 広報資料等による周知広報活動

i) 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部・支部に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。

また、制度紹介用動画をホームページ及びYouTube上で配信する。

ii) 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

また、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。

iii) 工事発注者の協力を得つつ、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

ロ 個別事業主に対する加入勧奨等

i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。

ii) 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得つつ、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、新たに雇用した者の加入手続を必ず行うよう要請する。

ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

- i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。
- ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省・国土交通省の支援を得つつ、月間中、次のような活動を行う。

- i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施
- iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開
- iv) 厚生労働省及び国土交通省の支援を得つつ、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催
- v) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得つつ、未加入事業所に対する加入勧奨の実施
- vi) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備え付け・配布
- vii) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書等の徴収の要請を行う。

② 加入促進対策の検証と見直し等

加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。

効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。

③ 加入目標数

令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、10万8,000人以上とする。

(4) サービスの向上

① 業務処理の効率化

イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。

ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付日から22業務日以内に退職金を全数支給する。

ハ 令和2年度に電子申請方式に対応するための改修を行った就労実績報告作成ツールについて、普及を図り、元請・下請間の円滑な就労報告の実現に努める。

② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等

イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を66万件以上とする。

ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。

③ 積極的な情報の収集及び活用

イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。

ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計資料を整備し、ホームページに掲載するとともに、建退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。

ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理すると

ともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。

3 清酒製造業退職金共済事業

(1) 資産の運用

① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。

委託運用部分について、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。

i) 基本ポートフォリオの検証

最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。

② 健全な資産運用等

イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。

i) 資産運用企画会議の開催

資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。

ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。

また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。

i) 「資産運用委員会」への報告

四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状

況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。

ii) 情報公開

業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。

iii) 厚生労働省への情報提供

予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。

ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

清退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。

イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、清退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。

ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。

ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者へ退職金請求等の手続を取るよう要請する。

また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。

ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。

ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。

ヘ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。

(3) 加入促進対策の効果的実施

① 加入促進対策の実施

清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効果的かつ効果的に以下の加入促進対策を講ずる。

また、清退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。

イ 広報資料等による周知広報活動

関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 個別事業主に対する加入勧奨等

i) 機構が委嘱した相談員により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。

ii) 既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。

ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。

② 加入促進対策の検証と見直し等

加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。

効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。

③ 加入目標数

令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、120人以上とする。

(4) サービスの向上

① 業務処理の効率化

イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。

ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。

② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等

イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を年1万6千件以上とする。

ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。

③ 積極的な情報の収集及び活用

イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。

ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計及び現況調査等の情報を整理する。

ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。

4 林業退職金共済事業

(1) 資産の運用

① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りによって増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保する。委託運用部分については、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。

i) 基本ポートフォリオの検証

最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性等の検証を行い、必要があればその見直しを行う。ただし、中退共と合同運用している委託運用部分については、中退共と同一の内容とする。

② 健全な資産運用等

イ 資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施する。

i) 資産運用企画会議の開催

資産運用企画会議を適切に開催し、資産運用に関する認識・問題意識の共有と方針の徹底を図る。

ロ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に対し、資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視のための適切な判断材料を適時適切に提供する。

また、令和2年度資産運用結果の内容について、透明性向上の観点から、対外公表内容の改善を図る。

i) 「資産運用委員会」への報告

四半期の業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果を「資産運用委員会」に報告する。

ii) 情報公開

業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況及び令和2年度資産運用結果をホームページに公表する。

iii) 厚生労働省への情報提供

予定運用利回り等の検討に資するよう、資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。

ハ 「資産運用委員会」の審議の結果を事後の資産運用に反映させる。

③ 累積欠損金の処理等

令和2年11月に策定した「累積欠損金解消計画（令和2年）」に沿って、着実な累積欠損金の解消を図る。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

林退共事業における長期未更新者のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための以下の取組等を行い、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時から減少させる。

イ 新規加入時に被共済者の住所把握を徹底し、林退共制度に加入したことを本人に通知するとともに被共済者の住所をシステムに登録する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載してもらうことを徹底する。

ロ 共済手帳の更新時においても被共済者の住所の把握を徹底し、システムに登録する。

ハ 未更新期間が3年経過時点で行う現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所把握に努め、把握できた住所を全てシステムに登録し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続を取るよう要請する。

また、上記の要請から2年を経過した後においても、退職金請求等の手続を取っていない長期未更新者全員に対して、退職金請求等の手続を取るよう要請する。

ニ 被共済者の加入時、退職時に名寄せを行い、重複加入が疑われる被共済者に対し重複加入調査票を送付し注意喚起を行う。

ホ 事業主団体の広報誌、ポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。

ヘ ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

ト マスメディアを活用し、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金を請求することを指導するよう要請する。

(3) 加入促進対策の効果的実施

① 加入促進対策の実施

林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体等との連携強化により、効率的かつ効果的に以下の対策を講ずる。

林退共制度への加入促進対策の実施に当たっては、各事業本部間相互に連携して行うこととする。

イ 広報資料等による周知広報活動

関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

ロ 個別事業主に対する加入勧奨等

既加入事業主に対し、対象となる期間雇用者を新たに雇い入れた場合は、文書等により必ず加入手続を行うよう要請する。

ハ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

10月を加入促進強化月間とし、厚生労働省の支援を得つつ、期間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共制度等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。

② 加入促進対策の検証と見直し等

加入促進対策の効果については、機構内の統計の分析に加え、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者からの機構の業務運営に対する意見・要望等も積極的に収集して活用し、検証等を行う。

効果の検証結果を踏まえ、加入促進対策の見直しを実施する。

③ 加入目標数

令和3年度における新たに加入する被共済者数の目標を、1,900人以上とする。

(4) サービスの向上

① 業務処理の効率化

イ 加入者等が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。

ロ 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、受付から22業務日以内に退職金を全数支給する。

② 情報提供の充実、加入者等からの照会・要望等への適切な対応等

イ 加入者等の利便性を高める観点から、加入者等からの制度・手続に関する照会・要望等について回答の標準化を図り、ホームページ上のQ&Aに反映することなどにより、ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を年3万2千件以上とする。

ロ 加入者等に対する個別の相談業務については、引き続き電話により行いサービス向上を図る。

③ 積極的な情報の収集及び活用

イ 加入促進強化月間等における訪問や参与会等の場を活用して、中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。

ロ 毎月の加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、林退共事業に対する要望・意見等を随時調査等する。

ハ 加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図る。

II 財産形成促進事業

1 融資業務の着実な実施

融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定に資するため、貸付金利については、転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利動向その他の事情を考慮して設定する。なお、その際には、業務経費の削減を通じたスプレッドの抑制に努めつつ、制度の安定性を損なうことのないよう適切なスプレッドの設定に配慮する。

調達金利については、金融情勢を適切に反映した水準となるよう、妥当性を検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得つつ、金融機関との調整を実施する。

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、商品性については、厚生労働省の政策体系・目的にも配慮した、対象層を限定した特例金利の設定等商品設計面で工夫を凝らす。

手続面については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を実施し、貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。

2 利用促進対策の効果的実施

(1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた以下の利用促進対策に取り組む。

これにより、財形持家融資等に関する相談受付件数を、700件以上とし、財形持家融資の新規借入申込件数を、371件以上とする。

① 広告代理店等外部専門家も活用し、最新の媒体、ツール、訴求方法を積極的に利用した広報を実施、効果を検証し、必要に応じて改良を加える。

- ② 行政機関等のメールマガジン、機関誌等について、費用対効果を検証しながら活用を図る。
- ③ 事業主転貸融資の利用に繋げるため、中小企業へのアドバイザーである社労士や税理士等の会議・集会・研修等に積極的に参加し、顧客である中小企業事業主への周知・推奨を依頼する。
- ④ 住宅ローン利用検討者向けのセミナー等を開催する。

(2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況や閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させ、ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、31万件以上とするとともに、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を、80%以上とする。

なお、ホームページについては、令和3年度中の完成を目指し、コンテンツの全面的見直しに取り組む。

3 財務運営

自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。

III 雇用促進融資事業

雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施する。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図る。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業に係る貸付

金、償還金及び支払利息を除く。)については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適切な執行を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

4 業務の電子化に関する取組

中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、ハードウェア、ソフトウェア等の見直しを行い、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステム再構築に向けて、現行中退共電算システムのドキュメンテーションの整備を進め、令和2年度に行った新システムの計画策定・要件定義工程の成果に基づき、システム開発業者の選定を行う。また、令和2年度に委託業者を選定した全体工程管理及びシステム部門支援業務について業務を開始する。

建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、半年間の試行的実施期間を経て令和3年度から本格的に導入される電子申請方式について、情報セキュリティ確保のために情報系システムと業務系システムとの物理的分離等を図ったシステムの安全かつ確実な稼働を実施しつつ、マニュアルやコールセンターの充実などソフト面についても向上を図る。

また、同方式導入後の共済契約者からの要望等を踏まえた課題について、引き続き関係官公庁及び関係事業主団体等との協議を継続する。

さらに、同方式の普及に向けて、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、説明を行うほか、共済契約者等に対するパンフレット・ポスターの作成及び配布を行うなど周知に努める。

なお、同方式を導入しない共済契約者については、意向調査等により理由を把握し、分析結果を同方式の利用促進のための方策に反映させることとする。

5 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施する。特

に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保する。また、契約監視委員会等を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとする。

(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

令和3年度における一者応札の件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数より増加させないよう努める。

(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第1 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、着実な累積欠損金の解消を図る。

また、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項を考慮した令和3年度予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行う。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の強化

内部統制については、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報報を国民から託されていることを踏まえ、内部統制の更なる強化を図るため、以下の体制で取り組む。

また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議や研修等を通じて認識を共有する。

(1) 資産運用委員会

当機構のガバナンス強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会では、基本指針を始め資産運用に係る重要事項について、本委員会での議を経て決定する。

資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させる。

審議内容については、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持・向上に努める。

(2) 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会では、情報セキュリティ・インシデント発生時の手順書など情報セキュリティに係る規程等について審議するほか、情報セキュリティ・インシデントに関する総括を行い、情報セキュリティに関する問題意識の共有と施策の策定を行う。

委員会にはCIO補佐官も委員として出席し、専門的見地から審議に加わる。

(3) 情報セキュリティ有識者委員会

情報セキュリティ有識者委員会では、情報システムにおける情報セキュリティ強化及び中退共電算システムの再構築等の円滑な遂行に資するため、情報セキュリティ施策に関する現状・計画や、再構築等の進捗状況・予定等を情報セキュリティ有識者委員会に報告し、外部有識者委員による審議、助言、提言を受ける。

合わせて、CIO補佐官から年次活動報告を受け、審議を行う。

(4) システム化委員会

システム化委員会では、機構内のシステム化を統合的に管理するため、システム化案件の内容とその予算措置状況を全体として把握できるようにする。

(5) リスク管理・コンプライアンス体制

機構が抱えるリスクの鳥瞰図（リスク・マップ）を年度内に作成・更新し、リスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行う。

また、法曹関係の外部有識者委員を加えたリスク管理・コンプライアンス委員会で審議すべき事項が生じた場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、客観的・専門的見地に立った助言を受けるとともに、最新のリスク・マップについての検証を行う。

(6) モニタリング体制

各種施策・計画の進捗状況等をモニタリングし、PDCAサイクルを適切に機能させる。

中期計画・本計画の進捗状況について、業務運営・推進会議を少なくとも年3回開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行う。ただし、情報セキュリティ及びシステム化に関する計画については、それぞれ情報セキュリティ委員会、

システム化委員会において検討を行う。

支部・コーナーを含む業務の運営状況、各種施策の実施・運用状況については、監事及び監査室においてモニターし、問題・課題の指摘と、是正、改善に向けた提言を行う。

なお、金融・経済情勢の急激な変化や、急速に進化しているサイバー攻撃に対し機動的に対応するため、厚生労働省と連携を密にし、情報と現状認識、問題意識の共有を図る。

2 情報セキュリティ対策の推進等

(1) 情報セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともに、サイバーセキュリティ協議会等の外部機関も活用して情報収集に努め、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施する。

実施状況については、監事・監査室による内部監査に、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ委員会なども活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策の見直しを行う。

また、インシデント発生時に、各自がインシデント手順書等に定められた役割、責任、権限に基づき迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行う。

(2) 災害時等における事業継続性の強化

災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じる。

3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用する。

特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用するため、以下の取組を行う。

- ① 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図る。

- ② 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関や顧客層等に対し、連携して制度の周知やアンケート調査等を実施するなど効率的な広報活動を行う。
- ③ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を 3,000 件以上送付するとともに効果の検証を行い、必要に応じて見直すこととする。

4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについては、当面運用機関との複層的なエンゲージメントを定期的実施し、その概要をホームページに公表する。

なお、本件については、ESG投資や責任投資原則（PRI）、SDGs等を巡る内外の動向に関する情報を収集しつつ、検討を継続する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

- ① 機構総括 別紙－1のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－2のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－3のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－4のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－5のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－6のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－7のとおり

2 収支計画

- ① 機構総括 別紙－8のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙－9のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙－10のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙－11のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙－12のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙－13のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙－14のとおり

3 資金計画

- ① 機構総括 別紙-15 のとおり
- ② 中退共事業等勘定 別紙-16 のとおり
- ③ 建退共事業等勘定 別紙-17 のとおり
- ④ 清退共事業等勘定 別紙-18 のとおり
- ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-19 のとおり
- ⑥ 財形勘定 別紙-20 のとおり
- ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21 のとおり

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- ① 中退共事業においては 20 億円
- ② 建退共事業においては 20 億円
- ③ 清退共事業においては 1 億円
- ④ 林退共事業においては 3 億円
- ⑤ 財形融資事業においては 391 億円
- ⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1 億円

2 想定される理由

- ① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。
- ② 財産形成促進事業において資金繰り上、発生する資金不足への対応のため。
- ③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。
- ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

財形勘定における決算において剰余金が発生したときは、財産形成促進事業の金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てる。

第9 職員の人事に関する計画

各退職金共済事業及び財産形成促進事業等を実施するうえで必要となる専門性を高めるとともに職員の士気向上を図る観点から、平成31（令和元）年度に策定した「独立行政法人勤労者退職金共済機構人材確保・育成の方針」に基づき、引き続き、以下の取組みを行うことにより、活力ある組織運営に努める。

- ① 職員の採用に当たっては、意欲や能力の高い人材をより広く求める。
- ② 職員の資質や能力向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する
- ③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

予算（令和3年度）

[別紙1]

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	504,044	624	160,107	174	11,167	△10,287	665,829
運営費交付金収入	-	-	-	30	-	-	30
給付経理より受入	-	-	-	-	10,287	△10,287	-
国庫補助金収入	6,686	-	-	60	880	-	7,626
業務収入	495,028	624	160,105	84	-	-	655,841
掛金等収入	473,906	578	-	-	-	-	474,484
運用収入等	21,122	45	-	-	-	-	21,168
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	160,105	-	-	-	160,105
雇用促進融資業務収入	-	-	-	84	-	-	84
業務外収入	18	0	2	-	-	-	21
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	519	-	-	-	-	-	519
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,490	-	-	-	-	-	1,490
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	-	-	-	-	-	3
林業退職金共済事業等勘定より受入	300	-	-	-	-	-	300
支 出	473,183	1,860	159,963	89	11,191	△10,287	636,000
退職給付金等	458,247	1,569	-	-	-	-	459,816
業務経費	2,612	16	159,588	60	8,689	-	170,965
退職金共済事業関係経費	-	-	-	-	8,689	-	8,689
運用費用等	2,612	16	-	-	-	-	2,628
業務委託手数料	-	-	-	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	159,588	-	-	-	159,588
雇用促進融資業務経費	-	-	-	60	-	-	60
一般管理費	-	-	145	13	92	-	249
人件費	-	-	231	17	2,410	-	2,658
業務経理へ繰入	10,012	275	-	-	-	△10,287	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,784	-	-	-	-	-	1,784
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	514	-	-	-	-	-	514
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	14	-	-	-	-	-	14

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	438,561	6,733	△6,112	439,182
運営費交付金収入	-	-	-	-
給付経理より受入	-	6,112	△6,112	-
国庫補助金収入	5,610	621	-	6,231
業務収入	431,167	-	-	431,167
掛金等収入	413,566	-	-	413,566
運用収入等	17,601	-	-	17,601
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	1,486	-	-	1,486
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	3	-	-	3
林業退職金共済事業等勘定より受入	295	-	-	295
支 出	408,800	6,733	△6,112	409,421
退職給付金等	399,811	-	-	399,811
業務経費	2,359	4,962	-	7,321
退職金共済事業関係経費	-	4,962	-	4,962
運用費用等	2,359	-	-	2,359
業務委託手数料	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-
一般管理費	-	59	-	59
人件費	-	1,711	-	1,711
業務経理へ繰入	6,112	-	△6,112	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	509	-	-	509
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	10	-	-	10

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

建設業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	63,808	623	4,122	△4,002	64,551
運営費交付金収入	-	-	-	-	-
給付経理より受入	-	-	4,002	△4,002	-
国庫補助金収入	1,034	-	120	-	1,154
業務収入	62,242	623	-	-	62,865
掛金等収入	58,775	577	-	-	59,353
運用収入等	3,467	45	-	-	3,512
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	-
業務外収入	18	0	-	-	18
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	509	-	-	-	509
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	5	-	-	-	5
支 出	62,225	1,846	4,146	△4,002	64,215
退職給付金等	56,757	1,558	-	-	58,315
業務経費	248	16	3,522	-	3,786
退職金共済事業関係経費	-	-	3,522	-	3,522
運用費用等	248	16	-	-	264
業務委託手数料	-	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	30	-	30
人件費	-	-	594	-	594
業務経理へ繰入	3,730	272	-	△4,002	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1,486	-	-	-	1,486
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	4	-	-	-	4

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

[別紙4]

清酒業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	67	1	114	△94	87
運営費交付金収入	-	-	-	-	-
給付経理より受入	-	-	94	△94	-
国庫補助金収入	2	-	20	-	22
業務収入	64	1	-	-	66
掛金等収入	50	1	-	-	51
運用収入等	14	0	-	-	14
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-	-
業務外収入	0	0	-	-	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	-	0
支 出	346	14	114	△94	379
退職給付金等	251	11	-	-	262
業務経費	0	0	52	-	53
退職金共済事業関係経費	-	-	52	-	52
運用費用等	0	0	-	-	0
業務委託手数料	-	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-	-
一般管理費	-	-	2	-	2
人件費	-	-	59	-	59
業務経理へ繰入	91	3	-	△94	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	-	-	-	3
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	0
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	-	0

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
収 入	1,609	199	△79	1,728
運営費交付金収入	-	-	-	-
給付経理より受入	-	79	△79	-
国庫補助金収入	40	120	-	160
業務収入	1,554	-	-	1,554
掛金等収入	1,514	-	-	1,514
運用収入等	40	-	-	40
勤労者財産形成促進業務収入	-	-	-	-
雇用促進融資業務収入	-	-	-	-
業務外収入	0	-	-	0
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	10	-	-	10
建設業退職金共済事業等勘定より受入	4	-	-	4
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	0	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	-
支 出	1,812	199	△79	1,932
退職給付金等	1,428	-	-	1,428
業務経費	5	153	-	158
退職金共済事業関係経費	-	153	-	153
運用費用等	5	-	-	5
業務委託手数料	-	-	-	-
勤労者財産形成促進業務経費	-	-	-	-
雇用促進融資業務経費	-	-	-	-
一般管理費	-	1	-	1
人件費	-	45	-	45
業務経理へ繰入	79	-	△79	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	295	-	-	295
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	5	-	-	5
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	-	-	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	-

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	160,107
運営費交付金収入	-
国庫補助金収入	-
業務収入	160,105
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	160,105
雇用促進融資業務収入	-
業務外収入	2
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	159,963
退職給付金等	-
業務経費	159,588
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	159,588
雇用促進融資業務経費	-
一般管理費	145
人件費	231
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

予算（令和3年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	174
運営費交付金収入	30
国庫補助金収入	60
業務収入	84
掛金等収入	-
運用収入等	-
勤労者財産形成促進業務収入	-
雇用促進融資業務収入	84
業務外収入	-
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-
林業退職金共済事業等勘定より受入	-
支 出	89
退職給付金等	-
業務経費	60
退職金共済事業関係経費	-
運用費用等	-
業務委託手数料	-
勤労者財産形成促進業務経費	-
雇用促進融資業務経費	60
一般管理費	13
人件費	17
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	6,144,442	18,831	1,983	94	11,205	△10,287	6,166,269
事業費用	463,572	1,589	632	60	-	-	465,852
一般管理費	-	-	376	35	11,205	-	11,616
業務経理へ繰入	10,012	275	-	-	-	△10,287	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-	-	-
支払備金繰入	100,351	70	-	-	-	-	100,421
責任準備金繰入	5,570,491	16,897	-	-	-	-	5,587,388
事業外費用	16	0	-	-	-	-	16
財務費用	-	-	975	-	-	-	975
-	-	-	-	-	-	-	-
経常収益	6,142,275	18,465	2,252	146	11,167	△10,287	6,164,017
事業収益	535,435	822	2,235	17	-	-	538,508
運営費交付金	-	-	-	30	-	-	30
国庫補助金収入	6,686	-	-	60	880	-	7,626
給付経理より受入	-	-	-	-	10,287	△10,287	-
資産見返補助金等戻入	-	-	1	-	-	-	1
貸倒引当金戻入	-	-	16	35	-	-	51
支払備金戻入	98,934	57	-	-	-	-	98,991
責任準備金戻入	5,501,220	17,586	-	-	-	-	5,518,806
事業外収益	-	-	-	-	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	1	-	-	1
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	4	-	-	4
純利益（△純損失）	△2,167	△367	268	51	△38	-	△2,252
目的積立金取崩額	-	-	-	-	24	-	24
総利益（△総損失）	△2,167	△367	268	51	△14	-	△2,228

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	5,098,990	6,743	△6,112	5,099,621
事業費用	403,045	-	-	403,045
一般管理費	-	6,743	-	6,743
業務経理へ繰入	6,112	-	△6,112	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-
支払備金繰入	96,955	-	-	96,955
責任準備金繰入	4,592,864	-	-	4,592,864
事業外費用	15	-	-	15
財務費用	-	-	-	-
経常収益	5,102,070	6,733	△6,112	5,102,691
事業収益	465,603	-	-	465,603
運営費交付金	-	-	-	-
国庫補助金収入	5,610	621	-	6,231
給付経理より受入	-	6,112	△6,112	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-
支払備金戻入	95,874	-	-	95,874
責任準備金戻入	4,534,983	-	-	4,534,983
事業外収益	-	-	-	-
純利益（△純損失）	3,080	△10	-	3,069
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益（△総損失）	3,080	△10	-	3,069

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和3年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	1,026,734	18,774	4,150	△4,002	1,045,655
事業費用	58,536	1,578	-	-	60,113
一般管理費	-	-	4,150	-	4,150
業務経理へ繰入	3,730	272	-	△4,002	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-
支払備金繰入	3,317	70	-	-	3,387
責任準備金繰入	961,150	16,854	-	-	978,004
事業外費用	1	0	-	-	1
財務費用	-	-	-	-	-
経常収益	1,021,472	18,405	4,122	△4,002	1,039,996
事業収益	68,101	821	-	-	68,922
運営費交付金	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	1,034	-	120	-	1,154
給付経理より受入	-	-	4,002	△4,002	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-
支払備金戻入	2,988	57	-	-	3,045
責任準備金戻入	949,349	17,527	-	-	966,875
事業外収益	-	-	-	-	-
純利益（△純損失）	△5,262	△369	△28	-	△5,659
目的積立金取崩額	-	-	24	-	24
総利益（△総損失）	△5,262	△369	△4	-	△5,635

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和3年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	1,278	58	114	△94	1,356
事業費用	256	11	-	-	267
一般管理費	-	-	114	-	114
業務経理へ繰入	91	3	-	△94	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-
支払備金繰入	9	0	-	-	9
責任準備金繰入	923	44	-	-	966
事業外費用	0	0	-	-	0
財務費用	-	-	-	-	-
経常収益	1,246	60	114	△94	1,326
事業収益	70	1	-	-	71
運営費交付金	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	2	-	20	-	22
給付経理より受入	-	-	94	△94	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-	-
支払備金戻入	7	0	-	-	7
責任準備金戻入	1,167	59	-	-	1,226
事業外収益	-	-	-	-	-
純利益（△純損失）	△32	2	△0	-	△30
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益（△総損失）	△32	2	△0	-	△30

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和3年度）

林業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
経常費用	17,439	199	△79	17,559
事業費用	1,735	-	-	1,735
一般管理費	-	199	-	199
業務経理へ繰入	79	-	△79	-
貸倒引当金繰入	-	-	-	-
支払備金繰入	71	-	-	71
責任準備金繰入	15,554	-	-	15,554
事業外費用	0	-	-	0
財務費用	-	-	-	-
経常収益	17,488	199	△79	17,607
事業収益	1,661	-	-	1,661
運営費交付金	-	-	-	-
国庫補助金収入	40	120	-	160
給付経理より受入	-	79	△79	-
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-
貸倒引当金戻入	-	-	-	-
支払備金戻入	66	-	-	66
責任準備金戻入	15,721	-	-	15,721
事業外収益	-	-	-	-
純利益（△純損失）	48	△0	-	48
目的積立金取崩額	-	-	-	-
総利益（△総損失）	48	△0	-	48

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 3 年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	1,983
事業費用	632
一般管理費	376
業務経理へ繰入	-
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	975
経常収益	2,252
事業収益	2,235
運営費交付金	-
国庫補助金収入	-
給付経理より受入	-
資産見返補助金等戻入	1
貸倒引当金戻入	16
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
純利益（△純損失）	268
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	268

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

収支計画（令和 3 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
経常費用	94
事業費用	60
一般管理費	35
業務経理へ繰入	-
貸倒引当金繰入	-
支払備金繰入	-
責任準備金繰入	-
事業外費用	-
財務費用	-
経常収益	146
事業収益	17
運営費交付金	30
国庫補助金収入	60
給付経理より受入	-
資産見返補助金等戻入	-
貸倒引当金戻入	35
支払備金戻入	-
責任準備金戻入	-
事業外収益	-
賞与引当金見返に係る収益	1
退職給付引当金見返に係る収益	4
純利益（△純損失）	51
目的積立金取崩額	-
総利益（△総損失）	51

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構（総括）

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	財形勘定	雇用勘定	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	1,256,145	4,982	163,538	1,799	15,402	△10,287	1,431,579
業務活動による支出	470,513	1,760	55,640	89	11,191	△10,287	528,907
業務支出	470,513	1,760	55,264	60	-	△10,287	517,311
人件費	-	-	231	17	2,410	-	2,658
管理諸費	-	-	145	13	8,781	-	8,939
その他の支出	-	-	-	-	-	-	-
投資活動による支出	271,748	2,340	-	-	-	-	274,088
財務活動による支出	-	-	104,315	-	-	-	104,315
業務外支出	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	513,883	882	3,583	1,710	4,210	-	524,268
資金収入	1,256,145	4,982	163,538	1,799	15,402	△10,287	1,431,579
業務活動による収入	504,123	624	44,989	174	11,167	△10,287	550,790
業務収入	497,438	624	44,989	84	10,287	△10,287	543,134
運営費交付金による収入	-	-	-	30	-	-	30
国庫補助金収入	6,686	-	-	60	880	-	7,626
その他の収入	-	-	-	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	0	-	-	-	0
投資活動による収入	384,861	3,791	-	-	-	-	388,653
財務活動による収入	-	-	115,127	-	-	-	115,127
業務外収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	367,160	567	3,422	1,626	4,235	-	377,010

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	1,059,781	8,887	△6,112	1,062,556
業務活動による支出	408,831	6,733	△6,112	409,452
業務支出	408,831	-	△6,112	402,719
人件費	-	1,711	-	1,711
管理諸費	-	5,022	-	5,022
投資活動による支出	165,648	-	-	165,648
財務活動による支出	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-
翌年度への繰越金	485,301	2,154	-	487,455
資金収入	1,059,781	8,887	△6,112	1,062,556
業務活動による収入	438,641	6,733	△6,112	439,262
業務収入	433,031	6,112	△6,112	433,031
運営費交付金による収入	-	-	-	-
国庫補助金収入	5,610	621	-	6,231
その他の収入	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-
投資活動による収入	268,930	-	-	268,930
財務活動による収入	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	352,210	2,154	-	354,364

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

建設業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	191,857	4,705	6,010	△4,002	198,571
業務活動による支出	59,525	1,746	4,146	△4,002	61,415
業務支出	59,525	1,746	-	△4,002	57,269
人件費	-	-	594	-	594
管理諸費	-	-	3,552	-	3,552
投資活動による支出	104,600	2,300	-	-	106,900
財務活動による支出	-	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	27,732	659	1,864	-	30,256
資金収入	191,857	4,705	6,010	△4,002	198,571
業務活動による収入	63,808	623	4,122	△4,002	64,551
業務収入	62,774	623	4,002	△4,002	63,397
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	1,034	-	120	-	1,154
その他の収入	-	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-	-
投資活動による収入	115,131	3,771	-	-	118,902
財務活動による収入	-	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	12,918	312	1,888	-	15,117

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位：百万円)

区 分	給付経理	特別給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	832	277	234	△94	1,249
業務活動による支出	346	14	114	△94	379
業務支出	346	14	-	△94	266
人件費	-	-	59	-	59
管理諸費	-	-	54	-	54
投資活動による支出	100	40	-	-	140
財務活動による支出	-	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	387	223	120	-	730
資金収入	832	277	234	△94	1,249
業務活動による収入	66	1	114	△94	87
業務収入	64	1	94	△94	65
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-
国庫補助金収入	2	-	20	-	22
その他の収入	-	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-	-
投資活動による収入	201	20	-	-	221
財務活動による収入	-	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	565	256	120	-	941

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

林業退職金共済事業等勘定

（単位：百万円）

区 分	給付経理	勘定共通	セグメント間相殺	計
資金支出	3,675	270	△79	3,866
業務活動による支出	1,812	199	△79	1,932
業務支出	1,812	-	△79	1,733
人件費	-	45	-	45
管理諸費	-	154	-	154
投資活動による支出	1,400	-	-	1,400
財務活動による支出	-	-	-	-
業務外支出	-	-	-	-
翌年度への繰越金	463	72	-	535
資金収入	3,675	270	△79	3,866
業務活動による収入	1,608	199	△79	1,728
業務収入	1,568	79	△79	1,568
運営費交付金による収入	-	-	-	-
国庫補助金収入	40	120	-	160
その他の収入	-	-	-	-
利息の受取額	-	-	-	-
投資活動による収入	600	-	-	600
財務活動による収入	-	-	-	-
業務外収入	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	1,467	72	-	1,539

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和3年度）

財形勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	163,538
業務活動による支出	55,640
業務支出	55,264
人件費	231
管理諸費	145
投資活動による支出	-
財務活動による支出	104,315
業務外支出	-
次年度への繰越金	3,583
資金収入	163,538
業務活動による収入	44,989
業務収入	44,989
運営費交付金による収入	-
国庫補助金による収入	-
その他の収入	-
利息の受取額	0
投資活動による収入	-
財務活動による収入	115,127
業務外収入	-
前年度よりの繰越金	3,422

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

資金計画（令和 3 年度）

雇用促進融資勘定

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	1,799
業務活動による支出	89
業務支出	60
人件費	17
管理諸費	13
投資活動による支出	-
財務活動による支出	-
業務外支出	-
次年度への繰越金	1,710
資金収入	1,799
業務活動による収入	174
業務収入	84
運営費交付金による収入	30
国庫補助金による収入	60
その他の収入	-
利息の受取額	-
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
業務外収入	-
前年度よりの繰越金	1,626

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。